

国内初!「ハワイ」に特化したカードができました。

# Hawaii Love Card

ハワイラブカード(ゴールド)



## 加盟店さま募集のご案内



とにかくハワイが大好きな会員様と、  
ハワイにこだわる事業者様・企業様の絆を生み出し、  
ハワイに関わる全ての方がより幸せになることを願い、  
生み出されたのがハワイラブ〈GOLD〉カードです。  
是非ともこれを機会に加盟店にご登録いただき、  
本カード会員様とのタッチポイントとしてご活用ください。

企画・運営事務局 / 株式会社バルブリッジ  
カード発行 / 株式会社アプラス

### 加盟店様の メリット

- 登録費用や年会費など費用は一切不要です。
- SNS、メルマガ等を活用し、  
会員様に加盟店情報を定期的に紹介します。
- 作成予定の会員向け加盟店ガイドブックに掲載させていただきます。
- 企業様のタイアップ企画のオファー歓迎いたします。

本カードの「想い」にご賛同・ご協力いただける加盟店さまを  
広く募集しております。

詳しくは次ページ以降の資料をご一読のいただき、  
ご検討いただけますようお願い申し上げます。

詳しくは次ページ以降、または  
<http://hawaiilove.jp/kt.pdf>  
をご覧ください。

# 「ハワイ」に特化した JCB カードです。

ハワイが好き。いつだって、心のどこかで、ハワイと繋がっていたい…。  
そんな毎日を実現してくれるのが「ハワイラブカード(ゴールド)」です。  
ハワイおよび国内のさまざまな加盟店でお得に使えて、しかも特典も盛りだくさん。  
すべてのハワイ愛好者にとって、欠かせない1枚になりそうです。



## Point1

### 国内&ハワイで、お得に使える。

加盟店でのカードのご提示またはご利用で、多彩な特典が受けられます。

- 飲食やアパレル・雑貨、レンタカー、レジャー施設、エステ・ネイルなど、多彩な業種が対象！
- 国内だけでなく、ハワイの加盟店でも優待が受けられます！

## Point2

### 会員限定イベント開催

ハワイラブカード会員を対象に、オリジナル企画を多数実施予定。

- フラダンスコンペティション
- ハワイミステリーツアー
- 豪邸ツアー



## Point3

### プレゼント進呈

新規ご入会やポイント獲得などで、Hawaii Loveオリジナルグッズ(非売品)を進呈します。さらにお友達をご紹介いただくと、ご本人とお友達に素敵なプレゼントを進呈します。



※写真や賞品は全てイメージです。

さらに

トラベル/ショッピング/グルメ など

## 毎日の暮らしにも、1ランク上のゆとりをあなたへ ハワイラブカードのおトクな特典

(2015年9月現在)

旅行傷害保険  
(海外 / 国内)

空港ラウンジサービス

国際線手荷物  
無料宅配サービス

ポイントプログラム

ショッピングガーディアン保険  
(海外 / 国内)

プレミアムグルメサービス

レンタカー割引  
(海外 / 国内)

ご利用可能枠  
最大300万円

年会費 初年度年会費無料  
次年度以降 10,000円+税

# 加盟店さまを募集しています。

ハワイ好きの会員様の想いに応えていただける、加盟店さまを募集します。

ハワイに関連したサービス・商品があれば、業種・業態は問いません。

ハワイファンは、国内におよそ180万人とされています。

たくさんの仲間やお客さまと一緒に、盛り上げていきましょう！



## 【加盟店さまの業種例】

### 日本国内

- 飲食店 レストラン／カフェ／ダイニング／中華料理／ラーメン
- 雑貨店 ● 衣料品店 ● エステティックサロン ● ネイルサロン
- ガーデニング ● 英会話教室 ● レンタカー ● レジャーランド など

### ハワイ現地

- 飲食店 レストラン／パンケーキ／アイス／日本料理／居酒屋／蕎麦店
- レンタカー ● ツアー会社 ● ダイビング ● サーフショップ
- ウェディング ● 不動産 など

## 【優待特典事例】

- お買い物金額の10%OFF ● オリジナルステッカー1枚プレゼント
- ランチご注文時にフンドリンク無料
- マリンスポーツレンタル20%OFF ● ツアー代金を10%OFF など

上記の業種以外にも、さまざまな業種からの加盟店ご登録をお待ちしております！

**加盟ご登録は永年無料**

「ハワイが好き」の目印に！  
加盟店ステッカーをお届け。▶



加盟店様の  
メリット

- 登録費用や年会費など費用は一切不要です。
- SNS、メルマガ等を活用し、会員様に加盟店情報を定期的に紹介します。
- 作成予定の会員向け加盟店ガイドブックに掲載させていただきます。
- 企業様のタイアップ企画のオファー歓迎いたします。

**登録お申込みは、メールまたはFAXにて承っております。**

お申込書 PDF

まずは下記 URL にアクセスして、お申込書をダウンロードしてください。

<http://hawaiilove.jp/kt2.pdf>



2枚の書類に必要事項をご記入の上、049-215-9961 までFAXか、またはメール添付にて  
下記お問合せ E-mail までお送り下さい。確認でき次第、こちらからご連絡させていただきます。

お問合せ

ハワイラブカード事務局 [株式会社バルブリッジ]

E-mail [contact@hawaiilove.jp](mailto:contact@hawaiilove.jp)

# ハワイラブカード加盟店申込書 兼 優待特典確認書

ハワイラブカード運営事務局(株式会社バルブリッジ)

担当: 中西 contact@hawaiilove.jp

貴社は別紙記載のハワイラブカード優待規約を承認の上、以下の優待特典を提供することについて了承いただきました。

つきましては、本申込書と別紙優待規約に店長もしくは責任者に捺印・サインをしていただき、ご郵送またはメール・FAXなどでご返送ください。郵送の場合はかならずお手元には控えを残していただけますようよろしくお願い申し上げます。

※必ず申込書類①と②の2枚をご返送ください。

会社名

会社住所

会社 TEL

FAX

店舗名

店舗住所

複数有る場合は、別途メールにてご連絡ください。

店舗 TEL

FAX

複数有る場合は、別途メールにてご連絡ください。

HPアドレス

ご担当者名

MAIL

ご確認日 2017年 月 日

ご担当者様  
サイン/押印

## 優待特典

ハワイラブカードの会員に対して、ハワイラブカードのご呈示で、

のサービスを提供する。

カード申込書や広報誌(フリーペーパー)の設置ご協力  可能  不可能宣伝用の素材について、下記のいずれかを  にてお選びください。

- 200文字以内のPR文章、宣伝用(Web掲載等)の写真1点、ロゴマークの画像データ1点、の合計3つを合わせてメールで送付します。
- ホームページにある写真や文章の自由な流用を許諾し、ハワイラブカード事務局に作成・掲載を任せる。

※上記を頂けませんと、会員様への宣伝ができない場合があります。

FAX : 049-215-9961 Mail : contact@hawaiilove.jp

担当:  
中西まで

## ハワイラブカード 優待規約

本規約は、株式会社バルブリッジと株式会社アプラス（以下「甲」という）とが提携して発行するハワイラブカード会員（以下「会員」という）に対する優待割引・優待サービス（以下「優待制度」という）に関して表面記載の優待加盟店（以下「乙」という）が遵守する事項について、以下のとおり定めるものとする。

## 第1条（目的）

本規約は乙が会員に対し所定の優待制度を提供することを定めるものとし、甲乙双方の事業の発展を目指すことを目的とする。

## 第2条（優待制度の範囲）

優待制度の範囲・内容については表面に定める範囲・内容とする。

## 第3条（優待制度の変更）

第2条に定める優待制度の範囲・内容について変更がある場合については乙から甲へ文書により30日前までに通知するものとする。

## 第4条（責任帰属）

乙は、会員に対して優待制度に関わる商品・サービス提供については責任をもつものとする。また、乙が提供する商品・サービスについての会員との間に生じた紛議については乙と会員の間で解決するものとする。

## 第5条（広告・告知）

甲は、会員に対し乙の提供する優待制度をホームページやSNS等に掲載するなど出来る限り会員へ周知を図るものとする。

## 第6条（協議）

本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ、これを解決するものとする。

## 第7条（機密保持）

乙は、本規約に基づく契約（以下「本契約」という）の履行に際して甲から取得した情報のうち、甲から書面もしくは口頭により秘密である旨の指定を受けた情報（以下「機密情報」という）を甲の承諾なく第三者に漏洩してはならないものとする。本条項は契約期間中および契約終了後についても適用するものとする。

## 第8条（契約の解約）

本規約の内容の変更または本契約の解約は、甲または乙から相手方に対し3ヶ月前に文書を以て通知することにより行うことが出来るものとする。

## 第9条（反社会的勢力の排除）

1、乙は、甲に対し、本契約日現在、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等
- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦ 特殊知能暴力集団等
- ⑧ 前各号の共生者（前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗じ、または前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者）
- ⑨ その他前各号に準ずる者

2、乙は、自らまたは第三者を利用して、甲に対して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3、甲は、乙が、第1項各号のいずれか一つにでも該当し、もしくは第2項各号のいずれか一つにでも該当する行為をし、または第1項及び第2項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、このため甲にとって乙との間で取引を継続することが不適切であると判断した場合には、乙に対して何ら通知・催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

4、前項により、甲による解除によって乙に損害または損失が生じたとしても、甲はこれを賠償する責を一切負わないものとする。

## 第10条（有効期間）

本契約の有効期間は平成27年10月1日から1年間とし、期間満了30日前迄に文書により甲乙いずれか一方から別段の意思表示が無いときは、本契約は1カ年延長されるものとし、以後についても同様とする。

## 第11条（準拠法）

本契約は日本法を準拠法とし、かつこれに従い解釈するものとする。

## 第12条（合意管轄）

本契約に起因しまたは関連して生じた一切の紛争に関しては、東京地方裁判所を以てその専属管轄裁判所とする。

ご確認日 2017年 月 日

会社名

ご担当者様  
サイン / 押印